

第36号議案

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例及び県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例 (昭和31年島根県条例第36号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

(県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和47年島根県条例第10号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第10条第 1 項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。